

鍼灸師卒後臨床研修実施要領

令和2年4月1日更新

1. 研修の目的

鍼灸師卒後臨床研修（以下「研修」という。）は、鍼灸師が医療人としての人格を涵養するとともに、果たすべき社会的役割を認識しつつ、業務として取り扱う疾患などに適切に対応できるよう、基本的な臨床能力（態度、知識、技能）を身に付けることにある。

2. 主催

AcuPOPJ 国民のための鍼灸医療推進機構（以下「機構」という。）

構成団体：公益社団法人 全日本鍼灸学会（以下「JSAM」という。）、公益社団法人 東洋療法学校協会（以下「学校協会」という。）、公益社団法人 日本鍼灸師会（以下「日鍼会」という。）、公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会（以下「全鍼師会」という。）

3. 対象者

原則として、新規免許取得者（既免許取得者で研修を希望する者も含む）かつ、機構が定めた研修を受けることができる者とする。

4. 研修期間

原則として、研修開始から2年間とし、最大で在籍できる研修期間は4年間までとする。

5. 研修内容

機構が認定する鍼灸師卒後臨床研修施設（以下「認定臨床施設」という。p6を参照）において2年間以上かつ、360時間以上の研修（以下「認定臨床施設研修」という。）を受けるとともに、機構主催等の医療人研修講座を50単位以上、受講するものとする。

(1) 認定臨床施設で、以下の科目を研修するものとする。

1) コミュニケーション〔医療人（鍼灸師）としてふさわしい姿勢〕

身だしなみ・態度・言葉遣い・患者関係・守秘義務

2) 医療面接・身体診察

問診（主訴・現病歴）・検査（触診・解剖学的知識・ROM・理学検査）・疾病の診断基準・インフォームドコンセント

3) 治療技術

消毒方法・取穴・刺鍼・施灸・医療事故への対応

4) 治療後の対応

患者QOL・医鍼連携・指導管理

(2) 医療人研修講座の受講

医療人研修講座は機構等の主催で行い、修了に必要な単位数は50単位以上（必修科目24単位・選択科目26単位）であり、原則として、2年間で修得しなければならない。

必修科目（①～⑫）、選択科目（①～⑳）の1科目当たりの単位数は2単位を配分するとし、単位の付与は科目名当たり1回（2単位）のみとする。必修科目は鍼灸師として、必要である基礎的な知識と技能を、選択科目は開業鍼灸師及び、医療機関に勤務する鍼灸師として、必要である専門的な知識と技能を修得する科目とする。

1) 医療人研修講座科目

必修科目（24単位）

① 研修の意義・医の倫理

② カルテの書き方

③ 患者情報提供書（紹介状）と症例報告の書き方

④ リスク管理

⑤ 健康保険（療養費払い）取扱法

⑥ 鑑別対象総論

⑦ 腰痛の鑑別と治療法

- ⑧ 頸肩腕痛（頸椎捻挫後遺症を含む）の鑑別と治療法
- ⑨ 五十肩の鑑別と治療法
- ⑩ 神経痛の鑑別と治療法
- ⑪ 関節リウマチの鑑別と治療法
- ⑫ 膝痛の鑑別と治療法

選択科目（50単位）

- ① 咳・痰
- ② 頭痛
- ③ 胸痛
- ④ 腹痛
- ⑤ 癌などの悪性疾患
- ⑥ 膠原病
- ⑦ 下痢・便秘
- ⑧ 眩暈
- ⑨ 嘔気・嘔吐
- ⑩ 肥満
- ⑪ 痩せ・食欲不振
- ⑫ 不眠
- ⑬ 疲労（倦怠）
- ⑭ 発熱
- ⑮ 小児
- ⑯ 高齢者
- ⑰ 月経異常①
- ⑱ 月経異常②
- ⑲ EBM
- ⑳ 論文の書き方（統計含む）
- ㉑ 論文検索
- ㉒ 救急法（機構が認める他団体の講座*1を受講し、単位を修得する）
- ㉓ JSAMの学術大会、全鍼師会または日鍼会の全国大会の参加*2
- ㉔ 機構主催以外の団体の講習会や講義等*3
 - *1 機構が認める、他団体の講座
 - ① 消防；「普通救命講習」・「上級救命講習」
 - ② 日本赤十字社；「救急法；基礎講習」
 - ③ 東洋療法学校協会；「AED講習会」
 - *2 単位修得方法（出席）は『JSAMの学術大会』及び『日鍼会の全国大会』と『全鍼師会の全国大会』については出席を証明できるものを発行してもらい、各自事務局に提出する。
 - *3 機構主催以外の団体の講習会や講義等も、修得に必要な単位として認められている科目があるので、詳細は本ポータルサイト（以下「鍼灸net」という。）に随時掲載する。

2) 医療人研修講座の日程（科目・時間割）及び、開催地（会場）の案内

令和2年度は、関東会場で全5回開催する。

（令和2年7月～令和3年1月までの間で、月1回程度行う。）

日程と時間割は、「医療人研修講座 時間割表」を確認すること。なお、日程や会場、時間割が変更になる場合は、「[鍼灸net](#)」に随時掲載し、Twitter アカウント「[@AcuPOPJ_kenshu](#)」にて随時配信する。

6. 申込・問い合わせ

AcuPOPJ 国民のための鍼灸医療推進機構・鍼灸師卒後臨床研修事務局（以下「研修事務局」という。）
 住所；〒160-0008 東京都新宿区三栄町3 東京医療専門学校内 担当；田辺
 メールアドレス；kenshu@shinkyu-net.jp（アドレスは全て半角）
 F A X ； (03) 3351-9051

7. 個人情報の取り扱い

『鍼灸師卒後臨床研修の申込・申請・届出・受講に係る個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等）は、鍼灸師卒後臨床研修事業以外には利用しません。』

8. 研修費用及び、申込方法

(1) 研修費用

- 1) 学校協会加盟校の卒業生（下記、「加盟校一覧」を参照。）、全鍼師会の会員、日鍼会の会員、JSAMの会員のいずれかの者は2年間で2万円とする。

上記に該当しない者の研修費用は2年間で4万円とする。

- 2) 受講票等の交付後に研修を辞退する場合は返金しない。(p4 「(4)・1」を参照)

(2) 申込期間（×切）

第1次×切 令和2年5月31日（日）まで（消印有効）

公益社団法人 東洋療法学校協会 加盟校一覧

| 都道府県名 | 学 校 名 | | (2020年度版) |
|-------|------------------------------|------------------|-----------|
| 北海道 | 北海道鍼灸専門学校 | | |
| 岩手 | 盛岡医療福祉専門学校 | | |
| 宮城 | 赤門鍼灸柔整専門学校 | | |
| 長野 | 信州スポーツ医療福祉専門学校 旧) 信州医療福祉専門学校 | | |
| 埼玉 | 呉竹医療専門学校 | | |
| 千葉 | 関東鍼灸専門学校 | | |
| 東京 | 東京医療専門学校 | 東洋鍼灸専門学校 | |
| | 東京医療福祉専門学校 | 東京衛生学園専門学校 | |
| | 日本鍼灸理療専門学校 | 長生学園 | |
| | 日本指圧専門学校 | 国際鍼灸専門学校 | |
| | 了徳寺学園医療専門学校 | 日本医学柔整鍼灸専門学校 | |
| | 日本健康医療専門学校 | 東京メディカル・スポーツ専門学校 | |
| | 新宿医療専門学校 旧) 新宿鍼灸柔整歯科衛生専門学校 | | |
| | 日本工学院八王子専門学校 | アルファ医療福祉専門学校 | |
| 神奈川 | 湘南医療福祉専門学校 | 呉竹鍼灸柔整専門学校 | |
| | 神奈川衛生学園専門学校 | | |
| 静岡 | 東海医療学園専門学校 | 専門学校浜松医療学院 | |
| | 専門学校中央医療健康大学校 | | |
| 愛知 | 専門学校名古屋鍼灸学校 | 中和医療専門学校 | |
| 京都 | 京都仏眼鍼灸理療専門学校 | 明治国際医療大学 | |
| 大阪 | 大阪行岡医療専門学校長柄校 | 明治東洋医学院専門学校 | |
| | 関西医療学園専門学校 | 森ノ宮医療学園専門学校 | |
| | 履正社医療スポーツ専門学校 | 大阪医療技術学園専門学校 | |
| | 大阪ハイテクノロジー専門学校 | 東洋医療専門学校 | |
| | 関西医療大学 | | |
| 兵庫 | 兵庫鍼灸専門学校 | | |
| 広島 | I G L 医療福祉専門学校 | 朝日医療専門学校広島校 | |
| 香川 | 四国医療専門学校 | | |
| 福岡 | 福岡医療専門学校 | | |
| 鹿児島 | 鹿児島鍼灸専門学校 | | |

(3) 研修申込方法

下記の①②に必要事項を記入・押印して、①②③を研修事務局へ送付すること。

- ① 鍼灸師卒後臨床研修申込書*4（以下「申込書」という。）（様式1）

*4「申込書」卒後臨床研修希望施設欄記入の注意事項

認定臨床施設の開設者（医療機関代表者）から臨床研修の受入承諾を得て、開設者（医療機関代表者）から卒後臨床研修希望施設欄に必要事項の記入と「研修受入承諾印」を受けとること。

申し込みに際しては、臨床研修の希望施設が機構の認定している「認定臨床施設」かつ、「認定指導員」が勤務し、指導を受けることができるかを確認すること。

なお、臨床研修を希望する施設、指導員が未認定（未届）の場合は、開設者などに「卒後臨床」の趣旨をご理解いただき、必要書類（様式3、様式4または様式5）の作成を依頼し、「申込書」などと併せて研修事務局へ送付すること。

また、認定臨床施設、認定指導員の要件、申請方法についてはp6～p7を参照のこと。

② 鍼灸師卒後臨床研修 研修費用振込証明書・研修用写真貼付用紙（様式2）

イ. 研修申込者は、研修費用を事前に以下の口座に振込むこと。

三菱UFJ銀行 四谷支店（店番051） 普通預金 0311503

口座名義：国民のための鍼灸医療推進機構 委員長 阿部正俊

フリガナ：コクミンノタメノシンキュウイリヨウスイシンキコウ アベ マサトシ

ロ. 振込みを証明できるものを（コピー可）「1. 振込証明書」の「貼付欄」に貼付すること。

ハ. 研修（受講票）に使用する顔写真（指定サイズ：縦6cm×横4cm、カラー・白黒は問わない）に必要事項を記入し「2. 研修（受講票）用写真」の「貼付欄」に貼付すること。

③ 「はり師及びきゅう師の免許証のコピー」

又は、「はり師及びきゅう師の登録済証明書のコピー」

（4）医療人研修講座受講時の流れ

研修申込み書類の受付確認後、機構は受講票を研修申込者に交付する。

なお、交付は医療人研修講座のオリエンテーションの時間に行う。

9. 研修期間中の留意事項

（1）研修修了までの流れは、「鍼灸net」上の「図1（フローチャート）」を参考にすること。

（2）申込後の変更

1）住所・氏名

イ. 「鍼灸師卒後臨床研修 研修生変更届（様式7）」を記入し、速やかに研修事務局へ提出すること。

ロ. 機構からの送付物は、郵便、宅配便など送付しているが、郵便受けに氏名がないと配達されない場合があるので注意すること。

ハ. 変更の手続きをすることは、免許登録関係の手続きも必要となることがあるので、必要に応じ手続きをすること。

2）次の場合は、速やかに研修事務局へ連絡し、必要な手続きを行うこと。

イ. 研修受入先である認定臨床施設の変更や、研修の中断、または、再開となった場合。

ロ. 受講票を紛失した場合。

（3）医療人研修講座の受講時の注意事項

1）医療人研修講座の開催地、日程（科目・時間割）の詳細は「鍼灸net」を確認する。

2）2年間で50単位以上（必修科目24単位・選択科目26単位）を受講する。また、医療人研修講座の修了者及び、既に修得している同一科目名の2回目以降の受講は原則できず*5、既に修得している同一科目名の単位については修得単位にならない。

*5 医療人研修講座の修了者及び、同一科目名の2回目以降の受講は、会場の関係上、単位を修得できる者（初めて受講する者）を優先するため、受講できない場合がある。

3）受講（出席）は受講票の顔写真で本人確認を行う。原則として、講座開始前と終了後の2回行い、受講（出席）をもってその科目の単位修得となる。

そのため医療人研修講座を受講する際は、受講票を必ず持参すること。

4）講義内容の資料を配布するときは、講座当日に配布する。

5）医療人研修講座受講の際は、講習会主催者の指示に従うこと。また、講師及び、関係者に失礼のない服装を着用すること。

6）アンケートの実施

医療人研修講座への意見・要望などのアンケートを行う際は、御協力ください。

- 7) 他団体主催の講習会等（機構が医療人研修講座の単位として認定した講習会）に参加する場合は、機構及び講習会主催者の指示に従い、出席等を研修事務局へ報告できるようにすること。
- 8) 認定臨床施設の研修を中断した場合でも医療人研修講座の受講を認める。
- 9) 2年間終了時に単位の未修得がある場合の取り扱い
 - イ. 最大で在籍できる研修期間の4年間まで受講を認める。
 - ロ. 修了要件である単位数（50 単位以上）が修得でき、臨床研修が修了している場合は、機構が審査し、修了と認定した後に修了認定証等を交付する。
 - ハ. 2年間終了後も医療人研修講座を受講する際は、受講票を必ず持参すること。

10. 研修修了後に必要な手続き等

全ての研修が修了した研修生は、「認定臨床施設研修 研修評価表・研修時間証明書」（様式6；以下、「研修評価表」及び、「時間証明書」という。）と「症例報告」及び「予診報告」を全て同封して速やかに研修事務局へ送付すること。

(1) 医療人研修講座の修了手続きについて

- 1) 医療人研修講座の出席及び修得単位数は機構が確認するので、特に手続きを必要としない。
- 2) ㉒救急法及び、㉓全鍼師会の全国大会参加、㉔ 機構主催以外の団体の講習会や講義等の単位については、単位の修得を証明するものを、受講または参加後速やかに研修事務局へ送付すること。

(2) 認定臨床施設研修における評価方法と研修時間証明書について

- 1) 研修生は、評価項目について積極的に研修し、4カ月後・8カ月後・12カ月後・16カ月後・20カ月後の研修毎、及び24カ月後を含む2年間の研修結果を、「研修評価表」の該当欄に自己評価の上、認定指導員から認定指導員評価及び、認定指導員総合評価を受ける。
- 2) 「時間証明書」は、臨床研修の修了要件である2年以上かつ、360時間以上の研修が修了したことを証明するもので、認定指導員から証明を受ける。

(3) 症例報告及び予診報告について

症例報告は1報以上、予診報告は3報以上を提出する。症例報告及び予診報告は機構の形式基準を満たすもの*6で、研修修了時に4報まとめて研修事務局へ送付すること。提出された症例報告及び予診報告は機構において内容を審査し、提出された症例報告及び予診報告の返却は行わない。

なお、提出期限は研修期間終了後の次年度内までとする。

*6 ㉓患者情報提供書（紹介状）と症例報告の書き方の講義に従って、「鍼灸 net」上のダウンロードファイル「㉓レポートの書き方」を参考に、「ひな形」を使用して作成すること。

11. 研修修了認定証の交付

(1) 研修修了認定証（以下、「修了認定証」という。）の交付方法について

修了認定証は、提出された「研修評価表」、「時間証明書」、「症例報告」及び「予診報告」、医療人研修講座の単位修得状況を機構が審査し、修了と認定した後に研修生に交付する。なお、認定された研修生には研修修了を標榜するステッカーを交付する。

(2) 研修修了の審査内容

- 1) 認定臨床施設研修の総合評価

「研修評価表」に基づく研修内容の審査
- 2) 認定臨床施設研修の研修時間数の評価

「時間証明書」で研修期間2年以上かつ、360時間以上の研修が修了しているかの審査
- 3) 症例報告及び予診報告の評価

「症例報告」及び「予診報告」が機構の形式基準を満たす内容であるかの審査
- 4) 医療人研修講座の評価

修了単位数50単位以上（必修科目24単位・選択科目26単位）の修得状況の審査

【認定臨床施設及び、認定指導員（新規登録申請）へのご案内】

12. 認定臨床施設の認定要件

認定臨床施設は「鍼灸施術所」及び、「保険医療機関など」とする。

なお、臨床研修科目（p1, 5.（1）及び、様式6「研修評価表」を参照）を充足する施設であること。

（1）全鍼師会または、日鍼会会員が開設した鍼灸施術所

開設後（保健所の開設届け日から）5年以上経過していること。

ただし、開設者が法人または、資格を有していないに場合にあつては、当該施設における管理責任者（院長等）が全鍼師会または、日鍼会の会員であること。また、その管理責任者（院長等）が認定指導員かつ、その者が指導を行う場合に限る。

（2）保険医療機関など

保険医療機関などにあつては、鍼灸治療を行っている医療機関であること。

（3）鍼灸施術所（全鍼師会または、日鍼会の会員でない場合）

申請された施術所のうち、機構が以下の認定要件を確認の上、認定臨床施設として認定する。

【施設認定要件】①～⑤に該当する要件を全て満たしていること。

① 開設後（保健所提出の開設届けの開設日から）5年以上経過していること。

イ. 鍼灸師が開設者であること。ただし、開設者が資格を有していない場合にあつては、当該施設において認定指導員が勤務し、かつ、その者が指導を行う場合に限る。

ロ. 同一開設者が複数の鍼灸施術所を開設している場合にあつては、各々の施術所に認定指導員が勤務し、かつ、その者が指導を行う場合に限る。

ハ. 鍼灸師養成施設附属施術所にあつては経過年数を問わない。

② 施術用ベッドが2台以上あること。

③ 研修の目標を達成することに必要な患者数を十分確保していること。

④ 認定臨床施設に必要な医療安全対策が講じられていること。

イ. 鍼灸医療安全のための体制が整備されていること。

ロ. 感染防止対策を行っていること。

ハ. 鍼灸医療事故、有害事象の防止対策を行っていること。

⑤ 開設者（開設者が資格を有していない場合は認定指導員）は、人格、見識に優れ、鍼灸施術ならびに鍼灸師の業務全般にわたって十分な指導能力及び、評価能力を有する者であること。

13. 認定臨床施設の申請方法

（1）申請方法

「鍼灸師卒後臨床研修 施設・指導員認定申請書（様式3～5）」のうち、該当するものに必要事項を記入・押印して研修事務局へ送付すること。（様式5はFAXも可。研修申込者の申込書と一括送付も可。）

1）全鍼師会または、日鍼会会員が開設した鍼灸施術所

① 申請書：様式5【全鍼師会・日鍼会会員用】

2）保険医療機関など

① 申請書：様式4【保険医療機関など用】

3）鍼灸施術所

① 申請書：様式3【施術所用】

② 施設要件の証明：保健所提出の開設届のコピー

保健所発行の開設（開設日）を証明する書類（コピー可）

③ 認定指導員の在職証明書（様式8）

イ. 開設者が鍼灸師の場合：①+②

ロ. 開設者が鍼灸師でない場合、又は複数開設している場合：①+②+③

（2）認定証の交付

機構は、認定要件を確認し、認定臨床施設として認定証を交付する。

14. 認定指導員の認定要件

認定指導員は鍼灸施術所及び、保険医療機関などの開設者または、勤務している者で、医師は鍼灸治療または、指導を行っている者、医師以外の者は、はり師及び、きゅう師の資格を有する者とし、臨床研修科目（p1, 5.（1）及び、様式6「研修評価表」）を指導及び、評価能力を有する者であること。

なお、機構は以下の認定要件を確認の上、認定指導員として認定する。

【指導員認定要件】①～⑤に該当する要件のうち1つ以上と⑥の要件が満たされていること。

- ① 鍼灸治療または指導を行う医師
- ② 鍼灸師養成施設の講師以上（非常勤講師も含む）の者
- ③ 鍼灸臨床実務経験10年以上である者
- ④（公益財団法人）東洋療法研修試験財団の生涯研修修了証を5回以上取得している者
- ⑤（公益社団法人）全日本鍼灸学会の認定証を有している者
- ⑥ 認定指導員は、人格、見識に優れ、鍼灸施術ならびに鍼灸師に与えられた業務全般にわたって十分な指導能力及び、評価能力を有する者であること。

15. 認定指導員の申請方法

（1）申請方法

「鍼灸師卒後臨床研修 施設・指導員認定申請書（様式3～5）」のうち、該当するものに必要事項を記入・押印して研修事務局へ送付すること。（様式5はFAXも可。研修申込者の申込書と一括送付も可。）

1）全鍼師会または、日鍼会会員の鍼灸施術所（鍼灸師）

- イ. 申請書：様式5【全鍼師会・日鍼会会員用】
- ロ. 指導員資格の証明：不要（必要に応じて各師会へ確認することがある）
- ハ. 【指導員認定要件】②④の証明：該当する要件の証明書（コピー可）
- ニ. 【指導員認定要件】③の証明：不要（必要に応じて各師会へ確認することがある）

2）保険医療機関など（医師・鍼灸師）

- イ. 申請書：様式4【保険医療機関など用】
- ロ. 指導員資格の証明：鍼灸師：『はり師及び、きゅう師の免許証のコピー』
医師（【指導員認定要件】①の証明）：『医師免許のコピー』
- ハ. 【指導員認定要件】②④の証明：該当する要件の証明書（コピー可）
- ニ. 【指導員認定要件】③の証明：様式8（③を証明できる書類であれば別のものでも可）

3）鍼灸施術所（鍼灸師）

- イ. 申請書：様式3【施術所用】
- ロ. 指導員資格の証明：鍼灸師：『はり師及び、きゅう師の免許証のコピー』
- ハ. 【指導員認定要件】②④の証明：該当する要件の証明書（コピー可）
- ニ. 【指導員認定要件】③の証明：様式8（③を証明できる書類であれば別のものでも可）

（2）認定証の交付

機構は、認定要件を確認し、認定指導員として認定証を交付する。

16. 認定に関する注意事項

認定証は有効期限を定めていないので、年度更新の必要はない。ただし、変更のある場合は手続きが必要なため研修事務局へ連絡すること。

関連法令や保険請求等で違反していた場合は、認定臨床施設及び認定指導員の認定が取り消されます。